新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

平成１９年１１月２７日
条例第３３号

目次

第１章 新潟県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療（第１条）
第２章 後期高齢者医療給付（第２条）
第３章 保健事業（第３条・第４条）
第４章 保険料（第５条―第２５条）
第５章 雑則（第２６条）
第６章 罰則（第２７条―第３１条）
附則

第１章　新潟県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療

（新潟県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療）

第１条　新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第２章　後期高齢者医療給付

（葬祭費）

第２条　被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、５万円を支給する。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第２条の２　給与等（所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正１１年法律第７０号）第３条第６項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が、療養のために労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

２　傷病手当金の額は、１日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した３月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、５円未満の端数があるときは、これを切り捨て、５円以上１０円未満の端数があるときは、これを１０円に切り上げるものとする。）の３分の２に相当する金額（その額に、５０銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第４０条第１項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の３０分の１に相当する金額の３分の２に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

３　傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して１年６月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第２条の３　前条第１項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり、当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第２項の規定により算出される額より少ないときは、その差額を支給する。

第２条の４　前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

２　前項の規定により広域連合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

第３章　保健事業

（保健事業）

第３条　広域連合は、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

(1) 健康診査

(2) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第４条　前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

第４章　保険料

（保険料の賦課額）

第５条　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号。以下「法」という。）第１０４条第２項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第９９条第２項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

２　前項の賦課額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（保険料の所得割額）

第６条　前条の所得割額は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成１９年政令第３１８号。以下「令」という。）第７条第１項第１号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第３１４条の２第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第１号に掲げる額を第２号に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この項本文及び次条から第１０条までの規定により当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第１１条に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する

法律施行規則（平成１９年厚生労働省令第１２９号。以下「省令」という。）第８３条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第１３条第３号に規定する所得割総額

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき省令第８５条で定めるところにより算定した当該特定期間（法第１１６条第２項第１号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額

２　前項の場合における地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第３１３条第９項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

３　第１項の所得割率に小数点以下第４位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（保険料の被保険者均等割額）

第７条　第５条の被保険者均等割額は、第１３条第３号に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

２　前項の均等割額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（所得割率及び被保険者均等割額の適用）

第８条　所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

（所得割率）

第９条　令和２年度及び令和３年度の所得割率は、０．０７８４とする。

（均等割額）

第１０条　令和２年度及び令和３年度の均等割額は、４０，４００円とする。

（保険料の賦課限度額）

第１１条　第５条の賦課額は、６４万円を超えることができない。

（賦課期日）

第１２条　保険料の賦課期日は、４月１日とする。

（保険料の賦課総額）

第１３条　特定期間における各年度の法第１０４条第２項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額（第１５条又は第１６条に規定する基準に従い第５条から第１１条までの規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「賦課総額」という。）は、次のとおりとする。

(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア　療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第７０条第３項（法第７４条第１０項、第７５条第７項及び第７６条第６項において準用する場合を含む。）及び第７８条第７項の規定

による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用（法第７０条第４項（法第７４条第１０項、法第７５条第７項、第７６条第６項及び第７８条第８項において準用する場合を含む。）の規定による委託に要する費用を含む。）の額、財政安定化基金拠出金及び法第１１７条第２項の規定による拠出金の納付に要する費用の額、法第１１６条第２項第１号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額

イ　法第９３条第１項及び第２項、第９６条並びに第９８条の規定による負担金、法第９５条の規定による調整交付金、法第１００条の規定による後期高齢者交付金、法第１１７条第１項の規定による交付金、法第１０２条及び第１０３条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額

(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の合計額の割合として省令第８９条で定める基準に従い算定される率とする。

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第９０条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

（賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合）

第１４条　保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

２　保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

（所得の少ない者に係る保険料の減額）

第１５条　所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1) 当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（令第１８条第４項第１号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第３１４条の２第２項に規定する金額を超えない世帯に属する被保険者　当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に１０分の７を乗じて得た額

(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、そ

の属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第２項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に２８万５千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者　当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に１０分の５を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前２号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第２項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に５２万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者　当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に１０分の２を乗じて得た額

(4) 前各号の場合における地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第３１３条第３項から第５項までの規定を適用せず、また、所得税法（昭和４０年法律第３３号）第５７条第１項、第３項又は第４項の規定の例によらないものとして計算する。

２　前項の規定により算定した額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額）

第１６条　被扶養者であった被保険者（前条第１項第１号、第２号及び第４号の規定による減額がなされない被保険者に限る。）について、法第５２条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後２年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に１０分の５を乗じて得た額を控除した額とする。

２　前項の規定により算定した額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（保険料の額の通知）

第１７条　保険料の額が定まったときは、広域連合長は、速やかにこれを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（徴収猶予）

第１８条　広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者（法第１０８条第２項及び第３項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条から第１９条の２までにおいて同じ。）が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、６か月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したことにより、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少した

こと。

(3) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、広域連合長が特に必要があると認めること。

２　前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

(1) 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由

３　第１項の規定により保険料の徴収の猶予を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

（保険料の減免）

第１９条　広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したことにより、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、広域連合長が特に必要があると認めること。

２　前項の規定により保険料の減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前７日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の７日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

(1) 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

３　第１項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例）

第１９条の２　新型コロナウイルス感染症の影響により前条第１項の規定の適用を受け

る被保険者又は連帯納付義務者については、同条第２項に定める申請書の提出期限に関する規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して広域連合長に提出した場合において、広域連合長が必要と認めるときは、令和元年度分及び令和２年度分の保険料であって、令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料を減免する。

（保険料に関する申告）

第２０条　被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者は、４月１５日まで（保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から１５日以内）に、被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する被保険者の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年中の所得につき地方税法第３１７条の２第１項の申告書が市町村長に提出されている場合又は被保険者、その属する世帯の世帯主及びその世帯の他の世帯員である被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

（普通徴収の際の保険料賦課の特例）

第２１条　保険料の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する市町村が定める納期において当該市町村が徴収すべき保険料に限り、被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（広域連合長が必要と認める場合においては、広域連合長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として賦課する。

（普通徴収の際の保険料賦課の特例に係る保険料の修正の申出）

第２２条　前条の規定によって保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料が前年度の保険料の額の２分の１に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同条の規定によって保険料を賦課されることとなる者は、第１７条の保険料の額の通知を受けた日から３０日以内に広域連合長に前条の規定によって賦課される保険料の修正を申し出ることができる。

２　前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、広域連合長は、当該年度分の保険料の見積額を基礎として、前条の規定によって賦課する保険料を修正しなければならない。

（保険料の納付）

第２３条　保険料は、第５条から前条までの規定により当該市町村に住所を有する被保険者及び法第５５条又は法第５５条の２の規定の適用を受ける被保険者に対して賦課した保険料の額を当該被保険者から市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

（市町村が徴収すべき保険料の額）

第２４条　市町村は、当該市町村に住所を有する被保険者及び法第５５条又は法第５５条の２の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。

２　賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割りをもって行う。

３　賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割りをもって行う。ただし、当該市町村に住所を有しなくなった日に他の市町村に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

４　前３項の規定により算定した額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、当該年度の最後の月の分を含む市町村において徴収すべき保険料の額は年間保険料額と当該年度の最後の月の分を含まない市町村において徴収すべき保険料の額の計との差額とする。

（延滞金の納付）

第２５条　延滞金は、被保険者から保険料を徴収する市町村が当該被保険者から徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

第５章 雑則

（委任）

第２６条　この条例の施行について必要な事項は、広域連合長が定める。

第６章　罰則

第２７条　被保険者が法第５４条第１項の規定による届出をしないとき（同条第２項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者を、１０万円以下の過料に処する。

第２８条　法第５４条第４項又は第５項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者を、１０万円以下の過料に処する。

第２９条　被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく法第１３７条第１項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、１０万円以下の過料に処する。

第３０条　偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第４章の規定による徴収金の徴収を免れた者を、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額以下の過料に処する。

第３１条　第２７条から前条までに規定する過料の額は、情状により、広域連合長が定める。

２　第２７条から前条までに規定する過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して１０日以上を経過した日とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

第２条　当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯

員である被保険者であって前年中に所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢６５歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けたものについては、第１５条第１項第１号から第３号までの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によって計算した金額から１５万円を控除した金額）」と、第１５条第１項第２号及び第３号中「同条第２項」とあるのは「地方税法第３１４条の２第２項」とする。

第３条　平成２２年度以降当分の間、第２１条及び第２２条の規定は、適用しない。

（令和２年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第４条　令和２年度における保険料の賦課総額の算定について第１３条の規定を適用する場合においては、同条中「第１５条又は第１６条に規定する基準に従い」とあるのは、「令和２年度においては第１５条若しくは第１６条又は附則第５条に規定する基準に従い」とする。

（令和２年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第５条　令和２年度において第１５条第１項第１号の規定が適用される被保険者（賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令１５条第１項第６号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。）についての第１５条第１項第１号の規定の適用については、同号中「１０分の７」とあるのは「４０分の３１」とする。

附　則（平成１９年１２月１０日条例第３４号）

この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年８月１日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成２０年４月１日から適用する。

附　則（平成２０年１２月２２日条例第５号）

この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年２月２８日条例第１号）

この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年６月１６日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成２１年４月１日から適用する。

附　則（平成２１年１２月１０日条例第５号）

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年２月２７日条例第１号）

（施行期日等）

１　この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

２　改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第９条及び第１０条の規定は、平成２２年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２１年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成２４年２月２５日条例第１号）

（施行期日等）

１　この条例は、平成２４年４月１日から施行する。
２　改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成２４年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２３年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成２６年３月８日条例第１号）

（施行期日等）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。
２　改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成２６年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２５年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成２７年３月１２日条例第３号）

（施行期日等）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。
２　改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成２７年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２６年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成２８年２月２８日条例第１号）

（施行期日等）

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。
２　改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成２８年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２７年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成２９年２月２５日条例第１号）

（施行期日等）

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。
２　改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成２９年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２８年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成３０年２月２４日条例第１号）

（施行期日等）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。
２　改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成３０年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２９年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成３０年７月３１日条例第４号）

（施行期日等）

１　この条例は、平成３０年８月１日から施行する。
２　改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、施行日以後に賦課する保険料について適用し、施行日までに賦課した保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成３１年２月２４日条例第１号）

（施行期日等）

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

２　改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成３１年度以後の年度分の保険料について適用し、平成３０年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（令和２年２月２４日条例第２号）

（施行期日等）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

２　改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和２年度以後の年度分の保険料について適用し、平成３１年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（令和２年４月３０日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第２条の２から第２条の４までの規定は傷病手当金の支給を始める日が令和２年１月１日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

附　則（令和２年５月２９日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。